

こころ ないよう かくにん SNS広告は内容をしっかり確認！

【相談事例1】

SNSの広告を見て、1回のみと思い500円の除毛クリームを注文したら、回数縛りのある定期購入だった。2回目以降は高額で支払えない。(10代 男性)

【相談事例2】

SNS広告でブランドスニーカーが大幅値引きされていた。注文した後で調べてみると、偽サイトだとわかった。(10代 女性)

【アドバイス】

- SNS広告から初回が安い化粧品や健康食品を注文したら、定期購入が条件だったというトラブルが多くみられます。

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。事前に内容を確認することが大切です。ポチっとする前に、内容をよく確かめましょう。

- 大幅な値引きや商品の効果を上げさうたうSNS上の広告などを、うのみにしないようにしましょう。

- 未成年者が親権者の同意なしに行った契約は、原則取り消すことができます。

- わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、

戸畑窓口(☎861-0999)へご連絡ください。

消費者ホットライン ☎188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん